

新春

2020 暮らしのサポーター通信(1月号)

困ったとき、
心配になったときは、

消費者ホットライン
188いややに
お電話を！
最寄りの消費生活
センターをご案内
します。



くらサポ川柳

助け合う
防災力は
ご挨拶

松茂町
つくも はじめ さん



【国民生活センター「見守り情報」から】

家電量販店でカードが使われた!? 不審な電話に注意!

〈全国の消費生活センター等に寄せられた相談内容〉

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人がカードを取りに行く」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを渡した。確認したら口座から50万円引き出されていた。(80歳代 女性)

〈ひとこと助言〉

・家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人に使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。

・警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。

・少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

【消費者庁からの連絡】

電気ストーブや電気こたつの火災に注意！

火を使わない電気ストーブやこたつでも発生しています

一年で一番寒い時期を迎えています。この時期は、電気ストーブやこたつによる火災が最も多く発生する時期です。

総務省消防庁によると、平成26年から30年までの5年間に電気ストーブによる火災は2,442件、電気こたつによる火災は192件発生しています。平成30年は、電気ストーブと電気こたつによる火災が合わせて493件発生し、死者が67人、負傷者は213人でした。

特に65歳以上の高齢者で死者及び負傷者が多くなっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です。

消費者庁によせられた事故事例を見ると、電気暖房器には裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、電気ストーブや電気こたつで洗濯物を乾燥させていたり、ヒーターに布団や座椅子が接触していたりして、火災が発生していました。

使用に当たり、以下のような点に注意しましょう。



【電気ストーブ・電気こたつ共通】

- ・就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ・洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。
- ・スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。
- ・ヒーター部分のお手入れをしてほこりやゴミが付着したまま使用しないようにしましょう。

【電気ストーブ】

- ・壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。

【電気こたつ】

- ・布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

【よくある相談と対策】(1) 点検商法

<相談内容>

「無料で床下の点検と掃除をしませんか」という電話がかかってきたので、してもらうことにした。点検後、業者から「床下がとても湿っているのでこのままでは病気になりますよ」と防湿剤の散布を強く勧められた。

家族に相談してからといったが説得され、そのまま契約してしまい、その日のうちに総額60万円の防湿剤が散布された。よく考えると高額なので解約を伝えましたが、施工済みなので解約できないと言われた。(75歳 女性)

<助言と対策>

契約書を受け取った日から8日間以内に手続きをすれば、たとえ施工後でも無条件に契約を解除し、元の状態に戻すよう業者に請求できます。

この相談は、クーリング・オフ期間中に解約を伝えたのに、施工済みを理由に解約できないといわれたケースです。契約したその日に防湿剤を散布して、施工してしまったので仕方ないという消費者の心理を利用してクーリング・オフに応じない業者の対応は問題です。また、防湿剤は製造元の施工仕様書に記載された量を大きく上回って散布されていました。

なお、クーリング・オフ期間内であれば無条件で解除できることは、業者が交付した書面にも記載がありました。

消費者側も施工を急ぐ業者の勧誘にすぐに応じず、本当に必要な契約内容であるか冷静に考える時間をもつことが大切です。家族と相談したり、比較検討して慎重に契約しましょう。

必要なければ、はっきりと断りましょう。

何か変だなと思ったら、お近くの消費生活センター等にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

※補足

クーリング・オフができる取引は、法律で定められているほか、事業者が約款で定めている場合もあります。期間は取引形態によって異なり、訪問販売、電話勧誘販売などでは契約書または申込書（法定書面）の受領日を1日目と数えて8日間、連鎖販売取引（マルチ商法）では20日間です。

◆くらしのコラム◆

ぜんざい～島根の神在か一休説か～

昭和30年代に青春時代を送った。徳島の駅前も東新町も賑やかだった。喫茶店は純喫茶と言われていた。また、今はほぼ見かけなくなったのは、甘党の店である。お汁粉・ぜんざいを食べる場所である。

「ぜんざい」の語源の発祥の地が島根県とは知られていない。10月が神無月で出雲では神在月である。これを、じんざい、と言うべきところ出雲地方のズーズー弁で、ぜんざい、と訛ったからである。

また、一休さんがぜんざいを食べた時に「善哉（ぜんざい、よきかな）」と言った一休説もあるが、島根県はぜんざいの言葉の発祥の地として10月31日（ゼンザイ）を語呂合わせでぜんざいの日にしている。

都市部の電車の中吊りの広告で冬場の客を島根へと誘っている。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



●サポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター
〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

